



# 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報



## 出航のベルは鳴っている

千代田統括支部長 森 俊介

最近、同じ夢を何度も見ます。自分が大学生の頃に戻っていて、卒業をしなければと考えているのですが、卒論も書いていないし、ましてや授業に全然出席していないと悩んでいる夢です。

ある説によると、夢はその時の心の悩みを映し出すと言われています。仕事にしろ私生活にしろ、新たな世界へ踏み出そうと考えている自分が、卒業したいと思い悩んでいる大学生の頃の夢を見させているのかもしれません。

2019年の冬から始まったコロナ禍は、世界を引っ搔き回して、我々社会保険労務士を取り巻く環境をも大きく変えました。働き方改革の推進に追われる日々から、雇用調整助成金申請の受注の嵐、テレワークにおける在宅勤務規程の作成依頼、そしてワクチン接種のルールの構築等、2年前には想像もつかなかった業務が大量に舞い込んできました。

これからも、想定外の業務を扱うことになると思いますし、それに対応するために自分も成長（変化）していくかなければなりません。大変な事になりそうですが、みなさん楽しみながら次へ進みましょう！

さあ、明け始めた次の時代へ、出航のベルは鳴っています。

発行人 千代田統括支部長 森 俊介

事務局 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-1 TKiビル4階

森武内社会保険労務士法人内 ☎03(5213)8061

URL=<https://www.sr-ccs.com>

「夕暮れの湖（滋賀県：琵琶湖）」

いつも見慣れているのは都会の風景。普段見ることのできない目の前の壮大な景色に感動するとともに、とても癒されたのを覚えています。撮影：広報委員 小川祐美

# 一橋高校年金授業 講師座談会

年金授業開催日：令和3年6月12日(土)、19日(土)、26日(土) ※19日は2コマ開催

座談会：令和3年7月15日(木) 場所：森武内社会保険労務士法人およびZoom開催

一橋高校における年金授業は、社会貢献の一環として2016年から毎年実施（昨年はコロナで中止）しています。年金授業とは？本取組みの意義、やりがいとは？講師4名を中心に、森支部長、小谷社会貢献委員長を交えて、座談会形式でインタビューを行いました。

## ～年金授業に対する千代田統括支部の想いを聞かせてください～

**森：**実施している学校が少ないなか、一橋高校で行っていることは非常に有意義なこと。今後は年金の他、労働基準法など、働くための授業も行っていきたい。

## ～年金授業が始まったきっかけは～

**小谷：**千代田年金事務所からの働きかけがきっかけです。千代田区内の高校と連絡をとり実施をしています。社会貢献委員会で講師の募集をして、高校に派遣をする流れになっています。

## ～受講対象の生徒は～

**小谷：**今回授業を行った一橋高校では、家庭科の高齢者に関する授業の一環で、定期的に年金授業を行っていると聞いています。

## ～教材はどのようなものを使用しましたか～

**土屋：**日本年金機構が公開しているスライドを使用ましたが、授業時間に対してボリュームがあります。最低限理解してほしいポイントを重点的に話しました。

**中：**テキストは2種類あり、今回使用したテキストは説明しやすかったのですが、金額などが今年度版ではなかった・・・。動画は、生徒が興味を持ちやすいので今後も使用していくみたいです。

## ～授業の練習や準備は大変でしたか～

**佐藤：**一度リハーサルをしました。特に、久保田先生と私は初めての参加でしたので、話す内容や時間の配分をシミュレーションし、話すスピードや、声の出し方などにも気を遣いました。

## ～授業で工夫、苦労したことは～

**久保田：**今回初めて授業をしました。二十歳になつたら公的年金への加入は義務であることを伝えました。年金は、高齢者のものという



年金授業の様子 家庭科授業の一環として行われている

印象がありますので、これから社会に出る高校生にどう伝えるか、苦労しました。

**佐藤：**工夫した点になりますが、年金の話は難しいので、①どこまで説明するか、②自分の事として実感してもらう、③遠い将来の話ではなく今の自分の生活にも関係してくる、という3点に絞ってわかりやすく説明することを心掛けました。

**土屋：**一橋高校は通信制が有り、年齢の高い人もいます。以前、遺族年金を受給していた人や、今回は既に年金を受給していると思われる方もいらっしゃいました。年齢層が幅広いことを意識して言葉を選ぶことを心掛けました。

**中：**授業で使用するスライド、動画の情報を事前にいただけず苦労をしました。年金を知つてもう、気持ち良く保険料を払ってもらうためにはどのように説明したら伝わるか工夫をしました。

## ～受講者の反応は～

**中：**年金を理解している人は多くありませんが、「保険料を納めたい人」と質問をすると、結構手が挙がります。ただ、大半は仕方ないから納めるという人です。全体的には、年金に對して意識が高く、老後を切実に心配しているという反応を感じました。



左から 土屋雅子氏(講師)、佐藤美穂子氏(講師)、久保田詩織氏(講師)、小谷富士子社会貢献委員長、十佐近三生広報委員長(司会)、森俊介支部長、中弥希氏(講師: Zoom参加)



**土屋**：年金について、あまりよくないイメージを持っている人が多かったです。ただ、授業で質問を投げかけたことに対して、手を挙げて反応してくれたり、一生懸命授業を聞こうとする姿勢をうれしく感じました。社会保険労務士の認知度は、低かったですね。

**佐藤**：私は、初めての授業で話すのが精いっぱい、余裕はありませんでしたが、1年間に貰える国民年金の金額を伝えた時に、「少ない」という声がありました。どんな反応でも反応があるとうれしく感じました。

**久保田**：私も初めてだったので、とにかく伝えなければいけないと思い、あまり余裕はありませんでしたが、皆さんきちんと聞いてくれてホッとしました。

### ～年金授業の意義、やりがいは～

**久保田**：若い人は、「年金は高齢者のもの」と思うかもしれません、身近な存在であることを見ることを知る機会を作っていくべきだと思います。

**佐藤**：年金は難しいので、授業の内容はあまり

記憶に残らないかもしれません、何かあったときに授業を受けたことを思い出し、年金のことを調べてみようと思ってもらえば、年金授業の価値があると思います。

**土屋**：今は、ネットで簡単に情報が入手でき、年金についてネガティブな情報もありますが、正しい知識を身に付けられるよう、年金に限らず、労働法なども伝えていけたらよいと思います。

**中**：年金制度という社会保障を伝えていくことは、私のやりたいことの一つですので、学生にそれを伝えられるということは、社労士冥利に尽きると思っています。

**小谷**：皆さん、やりがいをもって行っていることを改めて聞くことができました。このような活動は、社会保険労務士として仕事を行ううえでも、大切なことだと思いますし、積極的に参加していただきありがとうございます。

### ～座談会に参加いただきました先生方、ありがとうございました。～

令和3年度

## 臨時労働保険指導員基礎研修会／指導員体験談

基礎研修会開催日：令和3年6月7日（月） 場所：中央労働基準協会および動画配信

講師：たかはし社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士

**高橋 健氏**

主催：開業部会（補助講師）



臨時労働保険指導員を初めて担当させていただきました。業務に先立ち6月7日、中央労働基準協会にて開催された基礎研修会へ参加しました。研修は、講師の高橋健先生より、申告書受理における心構えや注意事項などのポイントを絞った講義の後、継続事業および一括有期事業の申告書作成・演習という流れでした。私自身、一括有期事業は経験が乏しく不安もありましたが、演習の際に補助講師の先生方から豊富な経験を踏まえた細やかな指導をいただくことができ、大変有意義なものでした。

中央労働基準監督署での指導員当日は、白紙の申告書への速やかな対応や、一度に大量の届出を受理する事もあり、簡便な電子申請業務が

日常の私にとって貴重な経験となりました。また、開業部会長が実際に申告書を数件持参するなど、不意打ちの本番演習も励みとなりました。身の引き締まる研修や要領・資料はもとより、ご一緒させていただいた先生方や支部の皆様方の温かい支援のおかげで無事に遂行できたように思います。

例年、本来業務で繁忙な時期の指導員協力は敬遠されがちだと思いますが、実務経験の浅い方や日常業務に偏りを感じている方にとって研鑽を積む良い機会となるはずです。また、電子申請が普及する一方で、行政協力を通じてさまざまな状況下にある中小事業主と直接関わることの意義も改めて実感しました。

（勤務等会員：大澤詠美子）



指導員担当 大澤詠美子氏

## 社労士が学ぶ、週4正社員制度導入ポイントと事例紹介

講師：ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士 安中 繁氏

「週4正社員のススメ(経営書院)」の著者である安中繁氏を講師に招き、週休3日制を検討する際の着眼点や導入事例等について解説いただきました。安中講師は、週4正社員制度という短時間勤務を基本とした正社員制度の普及を図るべく活動されているそうです。安中講師が代表を務める社労士法人では、全員が週所定労働時間28時間の週4正社員制度で働いています。



研修の一部を紹介します。週4正社員制度(週休3日制)を設計するにあたり、目的を明確にすることが重要です。目的の例として、「非正規社員の正社員登用」、「仕事と治療・育児・介護との両立」、「長時間労働の是正」、「生産性向上」、「採用強化」、「有能人材の引き留め」、「地方移住も可能とする働き方改革」などが挙げられます。第一優先とする目的に合わせて、諸制度(労働時間、人事、賃金、評価、教育研修、兼業副業、

開催：令和3年6月16日（水）Zoom開催

### その他、着眼しておきたいアドバイス時の留意点

<b>業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善とセットで実施しないと給に描いた餅</li> <li>・短日数者とフルタイム者で、業務負担に偏りがでないように工夫を</li> </ul>
<b>時間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半休2回で、週5勤務になる！？</li> <li>・残業管理／休日出勤管理を実施しないと、結果は同じに</li> </ul>
<b>賃金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月給維持は容易に実施しない／時給に戻して比較する</li> <li>・諸手当は比例させるか維持か？ 割増賃金はどこから支給するか？</li> </ul>
<b>休暇</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇の比例付与もあリえる</li> <li>・特別休暇は維持するか？見直すか？</li> </ul>
<b>日数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間労働日数を確定させる</li> <li>・祝日の扱いを明確化する</li> </ul>
<b>対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者全員か？ 希望+前提条件クリアか？</li> <li>・切替時期等を設定しないと、現場が混乱することも想定される</li> </ul>

休暇、福利厚生）をそれぞれ設計していきます。

講義の中で「企业文化や『週5・1日8時間労働+残業』という固定観念から変える必要がある」との言葉がありました。固定観念を変えるのは難しいことですが、社会保険労務士である私自身が固定観念にとらわれることなく考え方を柔軟にし、さまざまな選択肢を顧問先と一緒に考えられるようになりたいと思いました。

(広報委員：青山弥生)

## 少しだけ前進・同一労働同一賃金 最高裁5判決について

講師：旬報法律事務所 弁護士 梅田 和尊（うめだ かずたか）氏 第二東京弁護士会 日本労働弁護団 事務局長

同一労働同一賃金に関して、昨年10月に出された最高裁5判決を中心に、日本労働弁護団事務局長の梅田和尊氏より、労働者側の観点から解説いただきました。



はじめに、旧労働契約法第20条が正社員と非正規労働者の不合理な格差は認められないという趣旨であることや、パートタイム・有期雇用労働法第8条との違いについて説明されました。

次に、大阪医科大学事件（賞与）と、メトロコマース事件（退職金）について、①正社員人材確保目的を認めたこと、②正社員登用制度を「その他の事情」としたこと、③不合理とはいえない理由付け・説明が全くないこと、④割合的認定（均衡）の判断をしなかったことなど、最高裁判決の問題点について解説されました。また、日本郵便事件（東京・大阪・佐賀）については、労働条件の相違（手当、休暇）は不合理で

開催：令和3年7月30日（金）Zoom開催

### 第3 最高裁5判決が今後に与える影響

#### ・特に基本給、賞与、退職金

これらの基本的な待遇について、いかに格差是正を実現していくか

#### パート有期法8条

- ・基本給・賞与の例示
- ・職務内容、職務内容・配置変更の範囲、その他の事情のうち、待遇の目的・性質に照らして適切と認められるものを考慮

正社員人材確保目的の安易な主張を認めさせまい！

#### ・説明義務の活用（パート有期法14条2項）

待遇の相違の有無・内容、相違の理由について、使用者は求められたら説明する義務がある。

あると判断していること、夏期冬期休暇では、長澤運輸事件の賃金項目における判断を賃金以外の労働条件にも広げたことに意義があるとのことでした。

最後に、5判決の今後への影響について、「人材確保論」の独り歩きへの懸念と、正社員の労働条件の切り下げが起きないようにすることを指摘されました。労働者側弁護士の立場からの解説は、社会保険労務士として大変貴重な学びの場となりました。（研修委員：石井繁雄）

# 特 別 寄 稿

今回の特別寄稿は、弁護士の軽部龍太郎先生からお寄せいただきました。労働紛争を解決するためにはさまざまな考え方やアプローチがありますが、今回は「依頼者との向き合い方」を軸に、軽部流「労働紛争解決への考え方と道筋」を丁寧に解説いただいております。ぜひご堪能いただき、今後の業務にお役立てください。

## 読みと大局観、損得と納得

私は7歳で将棋を覚えました。才能と努力の不足ゆえプロを目指すことは諦めましたが、伝統ある東京大学将棋部で部長を務めました。卒業後は弁護士となり満17年。労働紛争解決と各種企業の顧問を主要業務とし、今年度から東京弁護士会労働法制特別委員会の委員長も務めています。

仕事を始めたころ、私のモットーは「読みと大局観」でした。いずれも将棋で必要とされる技能です。「読み」は相手の出方を推測し、その対策を予め念頭に置いておくこと。「大局観」は局面全体を俯瞰して優劣を分けるポイントを把握し、そこに自軍の戦力を集中できるような展開に持ち込むこと、と説明できます。たとえば、①大局的に見れば解雇理由の急所はここ、②こちらは急所に絞った主張を事実関係に沿って具体的に行う、③すると相手はこのように反論してくるだろう、④そこで相手の主張を覆す、とつておきの証拠を出す、といった組み立てです。

経験を重ねれば「読み」も「大局観」も精度が上がります。あとはひたすらに技量の向上を目指せばよい、というのであれば話は単純です。しかし実際はそうでもありません。事件の当事者は弁護士ではなく依頼者です。弁護士が何を合理的に割り切って方針を押し付けるというわけにはいきません。社会保険労務士の先生方にもご理解いただけることでしょう。

依頼者はさまざまな葛藤を抱えて相談に来ています。特に、労働事件はふだん顔を合わせている従業員と会社が法的に対立するもので、離婚事件のように感情的になります。お互に「あの従業員は給料泥棒だ」「会社は従業員を使い捨てにするブラック企業だ」と怒り心頭なのです。そして依頼者の溜飲を下げるような必勝の作戦が見出せるとは限りません。「駄目な理由を並べ立てるのではなく、勝てる道を探れ。代案を出せ」と言われても無理は無理。こんなときは別の技能が必要とされます。

まずは依頼者の感情に寄り添うよう努めます。「おっしゃるところです」「お怒りになるのは当



然です」「私でも耐えられないでしょう」と共感の言葉を忘れないこと。依頼者に先んじて「相手のやり口はとんでもない。許し難い」と激烈に非難することもあります。私が怒っていると、眺めている依頼者の方が冷静になったりするわけです。

依頼者が冷静になってきたら「損得と納得」の話に移ります。こちらが完勝するような「ウルトラC」は見出し難いこと、現状を踏まえた最適な選択を探るべきこと、経済的な損得勘定でいえばA案という方針が最適であること。ここまでが「損得」の話です。

損得勘定を確認したら、次は「納得」の話です。事件の当事者は私ではなくあなた。損得勘定で決める必要はない。A案という方針で納得がいかないなら徹底的に戦うこともできる。そうなれば私は最後まで一緒に戦う。ただし現在だけではなく未来の気持ちも「読み」に入れてほしい。いまは痛快だとしても最後の最後に不愉快になるかもしれない。そして100%納得がいく解決というのも極めて稀なもの。さて、どちらの方針で行きましょうか。

こういった段取り、骨が折れるといえばそうかもしれません。それでも依頼者に最善の道を選んでもらいたい。私は、私自身の納得のために今日も気力をふり絞っています。

## 寄稿者紹介

軽部 龍太郎 氏

ルネス総合法律事務所 パートナー弁護士

(2004年弁護士登録 東京弁護士会)

東京弁護士会 労働法制特別委員会 委員長

労働者側・使用者側を問わず多様な労働事件に取り組まれ、数多くの解雇、未払い残業代などの個別労働紛争事件を取り扱われています。また、事件取扱経験をいかし、労働事件実務に関する執筆を重ねているほか、弁護士や社会保険労務士向けの研修講師としても精力的に活動されています。「個別労働トラブルにおける和解のポイントと条項例(新日本法規、編著)」「労働法務のチェックポイント(弘文堂、共著)」は必見の書です。





## 政治連盟だより

前回の掲載から3ヵ月以上が経過したが、新型コロナウイルス感染拡大状況は第5波ともいわれる局面となり、東京では連日4,000人程度の新規感染者が確認された。振り返ってみると、今年に至ってはこれまでの期間のほとんどが「緊急事態宣言」発出中という状態である。

政治との関わりも、先に実施された「東京都議会議員選挙」に限定されたが、当支部政治連盟顧問の内田直之氏が敗北するという結果となつた。また、議員懇談会等も中止や延期となつた。

り、多少の距離感が生じている。秋の衆議院議員総選挙の日程は、自民党総裁選挙の日程も絡み不透明な状況であった。東京1区では山田美樹氏、海江田万里氏に加え、維新の会から前熊本県副知事の小野泰輔氏も立候補する予定である。激しい選挙戦になることが予想されるが、当支部は、港支部・新宿支部と協議し山田美樹氏を全国政連推薦、海江田万里氏を3支部合同推薦とすることとした。人員集約型の応援がどの程度可能であるかは見通すことができないが、支部政連としてできうることは全て実施してまいりたいと考える。

(政治連盟統括支部会長：橋本敬司)

## 成年後見制度と社会保険労務士



皆様は社会保険労務士が成年後見業務の専門家になれることをご存じでしょうか？

「令和3年版高齢社会白書」(内閣府)によれば、65歳以上の人口は3,619万人、そのうち認知症の人は約600万人と推計され、2025年には約700万人（高齢者の約5人に1人）になると予測されています。

誰もがなり得る認知症と向き合い、共生するための取り組みが重要課題であり、その一つが成年後見制度の普及です。

こうした背景のもと、労働・社会保険、年金分野に精通する専門家である社労士の強みをいかし、成年後見制度に積極的に関わることにより、高齢者や障がい者の権利の擁護と福祉の向上に寄与することを目的として、2014年4月

「一般社団法人社労士成年後見センター東京(愛称：らいさ®)」(以下センター)が設立されました。その事業は、成年後見人養成研修や更新研修を通じて社労士後見人等の養成・能力担保を行い、家庭裁判所などへ選任・推薦およびその業務の指導・監督・援助をします。また、成年後見制度および専門家としての社労士の認知・普及活動も行っています。センターはエリアによりブロック支部に分かれ、千代田区会員は千代田ブロック支部として、千代田統括支部の社会貢献委員会と協力して活動しています。

顧問先やご自分の家族、親戚など、身近な問題として成年後見制度の活用が今後重要になってきます。センターの養成研修を受講して皆様の知見および業務の幅を広げていただき、ブロック支部会員としてもご協力をいただけるようお願いいたします。

(一般社団法人社労士成年後見センター東京

千代田ブロック支部長：伊東文子)

## 広報委員会からのお知らせ

### 会報の表紙写真を募集！

応募資格者：千代田統括支部会員の皆さん

応募締切：随時(令和4年春号は12月24日(金))

応募先：jusakon@sakura-office.gr.jp

写真：解像度1メガ以上、縦長サイズ

「タイトル」「場所」「写真に込めた思い(80字程度)」「氏名」「連絡先」を必ず記載

厳正な選考により採用掲載させていただき、採用者には薄謝を進呈いたします。なお、応募いただいた写真データは返却いたしません。

## 読者アンケートにご協力ください

会報のさらなる品質向上のため、読者アンケートにご協力ください。

【所要時間】3分程度

【期限】11月30日(火)

下記URLもしくは右のコードからアクセスしてください。

URL : <https://forms.gle/Vz7bkCwo3UXGUhzW7>



## Zoom研修会実施報告

実施年月日	テー マ
令和3年 3月23日(火)	職場でもテレワークでも！業績のあがる働き方改革～社労士に求められる事例や手法～
3月31日(水)	いよいよ明日からスタート！ 「日本型同一労働同一賃金直前対策」
5月18日(火)	社労士が学ぶ、A4一枚評価制度！
6月16日(水)	社労士が学ぶ、週4正社員制度導入ポイントと事例紹介
7月30日(金)	少しだけ前進・同一労働同一賃金 最高裁5判決について
8月25日(水)	同一労働同一賃金の企業実務 ～判決後の企業対応から学ぶ予防法務～

## あとがき

第5波真っ只中、行動制限や自粛という言葉が当たり前になってしまいました。思うように活動することができない、そんな今だからこそ新しい力を蓄える時間になるのではないかでしょうか。限られた時間を有意義に過ごしたい。そんな思いで毎日を過ごしています。

(広報委員：馬場一慈)